

三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金交付要領

(目的)

第1条 三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業助成金（以下「助成金」という。）は、三重県内での居住等又は三重県内での居住かつ就業等を条件として、大学等で借り入れた奨学金の返還額の一部を助成することにより、若者の三重県内への定着の促進及び県内産業の振興を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 助成金については、三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例（平成28年三重県条例第2号）、三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条の規則で定める地域等を定める規則（平成28年三重県規則第68号。以下「規則」という。）、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「補助金等交付規則」という。）、政策企画部関係補助金等交付要綱（令和5年三重県告示第235号）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱に定めのあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領における「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学（専攻科を含む。）、大学院、高等専門学校（本科4・5学年及び専攻科に限る。）、専修学校専門課程及びこれに準ずるものをいう。

2 この要領における「既卒者」とは、支援対象者の認定を申請する年度の前年度までに大学等を卒業したものをいう。

3 この要領における「暴力団関係法人」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、又は暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は暴力団の関係者として警察等捜査機関からの通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者）が、経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。

4 この要領における「風俗営業等関係法人」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う法人をいう。

(助成金の交付)

第4条 知事は、第1条に掲げる目的を達成するため、助成金の支援対象者として認定を受けた者のうち、次の各号の要件をすべて満たす者に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

(1) 三重県内で定住することを目的として居住する者

(2) 三重県内に事業所を有する企業・団体等に雇用され、三重県内で規則で定める産業（以下「指定業種」という。）に就業する者又は三重県内で個人事業主等として指定業種に就業する者（暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く。）

(助成金額)

第5条 助成金額は、様式第4号に記載された借入奨学金の総額（利息等は含まない。以下同じ。）に4分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い方の額とする。

既卒者の場合は、支援対象者として認定された時点の借入奨学金の残額（利息等は含まない。以下同じ。）に4分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い方の額とする。

なお、在学中に借入奨学金を返還中である者の場合は、既卒者への取り扱い方法を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、最終的に確定した借入奨学金の総額が様式第4号に記載された借入奨学金の総額を下回ったときは、改めて、確定した借入奨学金の総額を基準として助成金額を算出するものとする。

3 三重県以外の団体（以下「他団体」という。）から借入奨学金の返還支援を受けている場合においても、前2項の規定に基づき助成金額を算出するものとする。

ただし、三重県の助成金額及び他団体の助成金額の合計が借入奨学金の総額を超える場合は、助成金額の合計が借入奨学金の総額を超えないよう、県の助成金額を調整するものとする。

4 助成金額の算出にあたり1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

5 知事は、支援対象者が大学等を卒業後、三重県内で居住し、かつ、指定業種への就業を開始した日から起算して、三重県内での居住かつ指定業種への就業が通算4年を経過した場合に第1項、第2項及び第3項の規定に基づき算出された額の3分の1を交付し、通算8年を経過した場合に残額を交付する。

既卒者については、知事は、支援対象者が認定を受けた後、三重県内で居住し、かつ、指定業種への就業を開始した日から起算して、三重県内での居住かつ指定業種への就業が通算4年を経過した場合に第1項、第2項及び第3項の規定に基づき算出された額の3分の1を交付し、通算8年を経過した場合に残額を交付する。

(支援対象者としての認定)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、様式第1号により知事に申請し、支援対象者としての認定を受けなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの

既卒者の場合は、奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの

(2) 学生証の写し

既卒者の場合は、卒業証明書

(3) その他知事が必要とするもの

3 第1項及び第2項で規定する書類の提出については、三重県電子申請・届出システムを利用して行うことができる。この場合において、第1項及び第2項で規定する書類の

- 内容と同一の内容の情報が提出されたときは、当該書類の提出があったものとみなす。
- 4 知事は、第1項から前項までの規定に基づき提出された書類を審査し、次条に規定する要件を満たす者について、支援対象者の認定を行うものとする。
 - 5 生活保護受給世帯又は市町村民税所得割非課税世帯に該当する者が、第1項の申請に次に掲げる書類を添付した場合、優先的に認定を行うものとする。
 - (1) 生活保護受給証明書（助成金の交付を受けようとする者の生計を維持する者分）
 - (2) 所得課税証明書（同一生計の家族全員分）
 - 6 知事は、支援対象者の認定を行ったときは、その旨を様式第4号により申請者に通知するものとする。

（支援対象者の要件）

第7条 支援対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 申請時に、大学等の最終学年又は最終学年の1年前の学年の在学学生
既卒者の場合は、申請時に三重県内で居住及び就業していない者
- (2) 三重県内への定住を希望する者
- (3) 三重県内に事業所を有する企業・団体等に雇用され、三重県内で指定業種に就業を希望する者又は三重県内で個人事業主等として指定業種に就業を希望する者（暴力団関係法人及び風俗営業等関係法人への就業者は除く。）
- (4) 日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金を借入れ、返還予定の者又は返還中である者
県外大学等在学かつ県外在住の場合は、日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金又はこれに準ずる奨学金を借入れ、返還予定の者又は返還中である者
既卒者の場合は、日本学生支援機構第一種奨学金、第二種奨学金又はこれに準ずる奨学金を返還中である者
- (5) 申請日が属する年度の末日時点で35歳以下の者
- (6) 過去に支援対象者となっていない者
- (7) 第8条で定める支援対象者の認定取消に係る要件に合致しない者

（支援対象者の認定の取消）

第8条 知事は、支援対象者が次の各号の要件のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに認定を取り消すものとする。

- (1) 支援対象者の認定を辞退したとき
- (2) 留年又は退学したとき（病気やけが、大学院等への進学、その他のやむを得ない事情による1年以内の留年を除く。）
- (3) 奨学金の貸与を取り消されたとき
- (4) 奨学金の返還が免除されたとき
- (5) 奨学金の返還を正当な理由なく3月以上滞納したとき
- (6) 暴力団関係法人又は風俗営業等関係法人に就業したとき
- (7) 大学等を卒業した日が属する月の末日の翌日から起算して1年以内に、三重県内で

居住しなかったとき又は三重県内に事業所を有する企業・団体等に雇用され、三重県内で指定業種に就業しなかったとき若しくは三重県内で個人事業主等として指定業種に就業しなかったとき

既卒者の場合は、支援対象者として認定を受けた日から起算して1年以内に、三重県内で居住しなかったとき又は三重県内に事業所を有する企業・団体等に雇用され、三重県内で指定業種に就業しなかったとき若しくは三重県内で個人事業主等として指定業種に就業しなかったとき

- (8) 大学等を卒業後、三重県内で居住し、かつ、三重県内に事業所を有する企業・団体等に雇用され、三重県内で指定業種に就業した日若しくは三重県内で個人事業主等として指定業種に就業した日以降、県外に転居したとき（転勤、その他やむを得ない事情による通算3年以内の転居は除く。）

既卒者の場合は、支援対象者として認定された日以降、三重県内で居住し、かつ、三重県内に事業所を有する企業・団体等に雇用され、三重県内で指定業種に就業した日若しくは三重県内で個人事業主等として指定業種に就業した日から、県外に転居したとき（転勤、その他やむを得ない事情による通算3年以内の転居は除く。）

- (9) 大学等を卒業後、三重県内で居住し、かつ、三重県内に事業所を有する企業・団体等に雇用され、三重県内で指定業種に就業した日若しくは三重県内で個人事業主等として指定業種に就業した日以降、県外で就業したとき（転勤、その他やむを得ない事情による通算3年以内の就業は除く。）

既卒者の場合は、支援対象者として認定された日以降、三重県内で居住し、かつ、三重県内に事業所を有する企業・団体等に雇用され、三重県内で指定業種に就業した日若しくは三重県内で個人事業主等として指定業種に就業した日から、県外で就業したとき（転勤、その他やむを得ない事情による通算3年以内の就業は除く。）

- (10) 大学等を卒業後、三重県内で居住し、かつ、三重県内に事業所を有する企業・団体等に雇用され、三重県内で指定業種に就業した日若しくは三重県内で個人事業主等として指定業種に就業した日以降、指定業種外に就業したとき（研修、その他やむを得ない事情による就業は除く。）

既卒者の場合は、支援対象者として認定された日以降、三重県内で居住し、かつ、三重県内に事業所を有する企業・団体等に雇用され、三重県内で指定業種に就業した日若しくは三重県内で個人事業主等として指定業種に就業した日から、指定業種外に就業したとき（研修、その他やむを得ない事情による就業は除く。）

- (11) 大学等を卒業後、三重県内で居住し、かつ、三重県内に事業所を有する企業・団体等に雇用され、三重県内で指定業種に就業した日若しくは三重県内で個人事業主等として指定業種に就業した日以降、離職し、離職した日から1年以内に三重県内に事業所を有する企業・団体等に雇用され、三重県内で指定業種に就業しなかったとき若しくは三重県内で個人事業主等として指定業種に就業しなかったとき又は離職期間の通算が2年を超えたとき

既卒者の場合は、支援対象者として認定された日以降、三重県内で居住し、かつ、三重県内に事業所を有する企業・団体等に雇用され、三重県内で指定業種に就業した

日若しくは三重県内で個人事業主等として指定業種に就業した日から、離職し、離職した日から1年以内に三重県内に事業所を有する企業・団体等に雇用され、三重県内で指定業種に就業しなかったとき若しくは三重県内で個人事業主等として指定業種に就業しなかったとき又は離職期間の通算が2年を超えたとき

- (12) 偽りその他不正の手段により支援対象者としての認定を受けたとき
 - (13) 本要領で定める届出等が必要な様式について、期日までに提出が認められないとき（病気やけが、その他のやむを得ない事情を除く。）
 - (14) 助成金の收受等について、補助金等交付規則及び本要領の規定に従わないとき
 - (15) その他、第7条の要件を満たさなくなることが明らかになったとき又は支援対象者としてふさわしくない行為等を行ったとき
- 2 前項の規定に関わらず、育児・介護による離職については、別に定める範囲においてこれを就業しているものとみなす。
- 3 支援対象者は、第1項の各号の要件のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその旨を様式第5号により知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、第1項の規定により認定を取り消したときは、その旨を様式第6号により支援対象者に通知するものとする。

（支援対象者の認定内容の変更）

- 第9条 支援対象者は、第6条第6項の規定により認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに様式第7号により変更申請を行い、知事の承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の申請に基づき認定内容の変更を承認したときは、その旨を様式第8号により支援対象者に通知するものとする。

（交付申請）

- 第10条 助成金の交付申請は、大学等を卒業後、三重県内で居住し、かつ、指定業種への就業を開始した日から起算して、三重県内での居住かつ指定業種への就業が通算4年を経過した後、原則として1月以内に行うものとする。
- 既卒者の場合、助成金の交付申請は、支援対象者として認定された日以降、三重県内で居住し、かつ、指定業種への就業を開始した日から起算して、三重県内での居住かつ指定業種への就業が通算4年を経過した後、原則として1月以内に行うものとする。
- 2 前項の申請は、様式第9号により知事に行うものとする。
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 住民票の写し
 - (2) 奨学金の返還証明書又はこれに準ずるもの
 - (3) 他団体から借入奨学金の返還支援を受けている場合は支援内容の分かる書類
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 4 前2項に規定する書類の提出については、三重県電子申請・届出システムを利用して行うことができる。この場合において、前2項に規定する書類の内容と同一の内容の情報が提出されたときは、当該書類の提出があったものとみなす。

(交付決定)

第 11 条 知事は、前条の申請を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じた現地調査等により、当該申請の内容を調査し、助成金を交付すべきと認めるときは、速やかに助成金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、助成金の交付決定を行ったときは、様式第 10 号により申請者に通知するものとする。

(交付決定の変更)

第 12 条 交付決定を受けた者は、第 10 条の規定により交付申請を行った内容に変更があったときは、速やかに様式第 11 号により知事に変更交付申請を行い、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、第 8 条第 5 項で定める支援対象者の認定取消又は第 9 条第 2 項で定める支援対象者の認定内容の変更を承認した場合、その承認した範囲において、支援対象者から前項で定める様式第 11 号の届出があったものとみなすことができる。

3 知事は、前 2 項の規定により交付決定の変更を行ったときは、その旨を様式第 12 号により通知するものとする。

(交付決定の取消)

第 13 条 知事は、交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたことが明らかになったときは、速やかに交付決定を取り消すものとする。

2 知事は、第 1 項の規定により交付決定を取り消す場合は、様式第 14 号により通知するものとする。

(状況報告)

第 14 条 支援対象者は、大学等を卒業後、三重県内で居住し、かつ、指定業種への就業を開始した日から第 16 条の実績報告を行うまでの間、毎年度、居住及び就業等の状況報告（以下「状況報告」という。）を別に定める期日までに行うものとする。

既卒者の場合は、支援対象者として認定された日以降、三重県内で居住し、かつ、指定業種への就業を開始した日から第 16 条の実績報告を行うまでの間、毎年度、状況報告を別に定める期日までに行うものとする。

2 状況報告は、様式第 15 号により行うものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 奨学金の返還証明書又はこれに準ずるもの

(3) 他団体から借入奨学金の返還支援を受けている場合は支援内容の分かる書類

(4) その他知事が必要と認める書類

3 支援対象者は、第 10 条の交付申請又は第 16 条の実績報告を行うときは、その前年度の状況報告を省略することができる。

4 第2項に規定する書類の提出については、三重県電子申請・届出システムを利用することができる。この場合において、第2項に規定する書類の内容と同一の内容の情報が提出されたときは、当該書類の提出があったものとみなす。

(助成金の概算払)

第15条 知事は、助成金の一部を概算払により交付することができる。

2 概算払の額は、様式第10号に年度ごとに記載された額以内とする。ただし、交付申請時まで返還した借入奨学金の額を上限とする。

3 支援対象者が第1項の規定により概算払を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに請求書(様式第16号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 支援対象者は、第4条の要件をすべて満たし、通算8年が経過する日から原則として1月以内に次のとおり実績報告を行うものとする。

2 実績報告は、様式第17号によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 奨学金の返還証明書又はこれに準ずるもの

(3) 他団体から借入奨学金の返還支援を受けている場合は支援内容の分かる書類

(4) その他知事が必要と認める書類

3 前項に規定する書類の提出については、三重県電子申請・届出システムを利用することができる。この場合において、前項に規定する書類の内容と同一の内容の情報が提出されたときは、当該書類の提出があったものとみなす。

(助成金額の確定)

第17条 知事は、前条の報告を受けたときは、居住及び就業等の状況が交付決定の内容に従って行われているかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金額を確定し、様式第18号により支援対象者に通知するものとする。

2 前項の額の確定は、実績報告時まで返還した借入奨学金の額を上限に行うものとする。

(助成金の請求)

第18条 前条の通知を受けた支援対象者は、通知日から原則として1月以内に請求書(様式第16号)を知事に提出し、助成金の請求を行うものとする。

(助成金の支払い)

第19条 助成金の支払いは、前条の請求書を受理した後、30日以内に行うものとする。

(助成金の返還)

第20条 知事は、第13条第1項の交付決定の取消を行った場合において、当該取消に係

る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、第 17 条の助成金額の確定を行った場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(雑則)

第 21 条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成 28 年 10 月 17 日から施行する。

附則

この要領は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 7 月 10 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 8 月 18 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 3 月 5 日から施行する。

ただし、第 16 条及び第 19 条の規定の改正については、4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 7 月 15 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 12 月 27 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 9 月 20 日から施行する。

この要領の施行の際現に提出されている改正前の要領に定める様式による書類は、改正後の要領に定める様式により提出された書類とみなす。

附則

この要領は、令和 5 年 2 月 20 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 10 月 11 日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要領は、令和6年7月5日から施行する。

（経過措置）

- 1 この要領の施行の際現に提出されている改正前の要領に定める様式による書類は、改正後の要領に定める様式により提出された書類とみなす。
- 2 施行後のこの要領の規定は、施行の日以後に認定される支援対象者について適用し、同日前に認定された支援対象者については、なお従前の例による。